

2023 年

岡山県における病院看護職員の
キャリアと連動した処遇改善に関する実態調査
調査報告書



岡山県の「かんどちゃん」

公益社団法人岡山県看護協会

社会経済福祉委員会

2023年 岡山県における病院看護職員のキャリアと連動した 処遇改善に関する実態調査の概要

病院経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、コロナ禍を経て看護職の確保・定着を図るうえで政府が処遇改善に取り組むことになった。2022年10月「看護職員処遇改善評価料の届け出」に続き、2023年4月「医療職俸給表（三）」の改正が行われ、病院の取り組みも開始されていると予測される。

社会経済福祉委員会では岡山県内の病院の看護職の能力や職務などキャリアと連動した賃金体系の現状とともに、病院看護管理者のマネジメントラダーの導入状況など処遇改善に係る取り組みの現状を明らかにするため、岡山県下の看護協会会員施設146病院に対して①クリニカルラダー導入状況の変化②病院看護管理者のマネジメントラダーの導入の現状と活用状況③看護職員の処遇改善の実態について調査した。

調査方法

岡山県下の看護協会会員施設の病院146施設の看護管理者に調査用紙を郵送し、同封の封筒に回答を入れ返送を依頼した。96施設の回答があり同意のあった88施設（60.2%）のデータを単純集計で分析した。クリニカルラダーに関しては得られたデータを2020年の調査結果と比較した。

調査結果のポイント

1. 看護師のクリニカルラダー導入について

注) 2020年看護師職能委員会による「岡山県の病院看護師のクリニカルラダーの導入の現状と課題」の報告と今回の調査で比較検討するが、今回の調査については、賃金等のセンシティブな調査項目があったため、施設等が特定できないような項目としている。比較できる内容で変化をまとめている。

- 1) クリニカルラダー導入の有無は、「導入している」52.3%、「導入していない」47.7%で、導入している施設の方が多かった。
- 2) 看護師のクリニカルラダーを導入している病院
 - ・2016年5月に「看護師のクリニカルラダー（日本看護協会版）」が公表され、クリニカルラダー導入時期は「2019年」「2020年」が各6施設で多かった。
 - ・ラダーの適用対象者は、「看護職員全員」「常勤看護師全員」が各22施設で多かった。
 - ・導入しているラダーは、「JNAラダーを参考にしたラダー」23施設、「病院独自ラダー」9施設の順に多かった。
- 3) 看護師のクリニカルラダーを導入していない病院
 - ・ラダー導入の必要性については、「やや必要」、「とても必要」を合わせると76.2%であり、必要性を感じている意見としては、「能力開発の指標」や、「人事考課の客観的データ」に用いるためという意見が多かった。
- 4) 看護師のクリニカルラダー導入状況の変化については、対象者の概要は前回89施設、今回88施設の有効回答とほぼ同数であった。
 - ・現任教育担当者がいる施設は、前回54施設から今回59施設と5施設増加している。また専従配置になっているかについては、前回9施設から今回13施設と増加している。

- ・看護師のクリニカルラダーを導入している施設は、前回 41 施設から今回 46 施設と増加している。
- ・導入しているクリニカルラダーについて、「JNA ラダーを参考に作成している」が前回 17 施設から今回 23 施設に増加している。
- ・ラダー評価を行う上で困っていることに関しては、前回と同様「評価に関すること」「教育担当者に関すること」「ラダー申請に関すること」が挙げられた。

2. 看護管理者のマネジメントラダー導入について

2019 年「病院看護管理者のマネジメントラダー 日本看護協会版」が公表された後、看護管理者のマネジメントラダーを「導入している」19.3%、「導入を予定している」13.6%、「導入していない」67.0%であった。

看護師のクリニカルラダー導入、看護管理者のマネジメントラダーの導入の推進には課題があることが示唆された。

3. 看護職員の処遇改善について

1) 看護職員処遇改善評価料について

- ・看護職員処遇改善評価料の届出は、「届け出を出していない」56.8%、「届け出を出した」42.0%で、「届け出を出していない」施設が多かった。
- ・看護職員処遇改善評価料の届出をした施設の内、「看護職とそれ以外の職員にも分配」51.4%、「看護職員に分配」施設 48.6%で、「看護職とそれ以外の職員にも分配」している施設が多かった。

2) 医療職俸給表について

- ・医療職俸給表の開示は、「開示していない」50%、「開示している」31.7%で、「開示していない」が多かった。
- ・医療職俸給表作成の参考にしているものは、「設置主体で決めている俸給表」54.5%、「人事院の医療職俸給表」18.2%で、「設置主体で決めている俸給表」が多かった。
- ・賃金と看護職ラダーの連動は、「連動していない」88.6%、「連動している」2.3%で、「連動していない」が多かった。
- ・医療職俸給表の改正を受けた中間管理職のポストの増設、困難な業務を処理する看護師の職務の新たな規定、看護師長の職務の新たな規定は、「規定していない」89.8%、「規定した」2.3%で、「規定していない」がほとんどだった。
- ・医療職俸給表の改正を受けた看護師の賃上げは、「上がっていない」85.2%、「上がった」8.0%で、「上がっていない」が多かった。
- ・医療職俸給表の改正を受けた看護師の賃上げがあった施設は、「基本給」として上がった施設が 4 施設、「手当」として上がった施設が 2 施設であった。

3) 専門看護師などの専門資格に関する処遇について

- ・専門看護師、認定看護師、特定行為研修などを受けた看護職員の賃金面への処遇は、「設けていない」67.0%、「設けている」29.5%で、「設けていない」施設が多く、専門看護師、認定看護師、特定行為研修を受けた看護職員の賃金面への処遇を設けている施設は、「手当」で行われている施設が多かった。

看護職員の処遇改善に関して、法律が改正されても、病院の経済状態や他職種とのバランスなどの関係により改善には課題があることが示唆された。

【調査・編集・発行】

公益社団法人 岡山県看護協会

社会経済福祉委員会

2024（令和6）年 6月発行